
QA70 基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるのでしょうか

基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日